

## 投資プロジェクトの実施報告義務

投資法およびその施行細則である政令 No. 96/2026/ND-CP（政令 96）および政令 No. 19/2026/ND-CP（政令 19）に基づく、外国投資企業に対する投資プロジェクトの実施状況の報告義務について解説します。

### I. 対象となる企業

- (1) この報告の対象義務がある企業とは、投資法に基づいて投資プロジェクトを実施している外国投資企業となります（同法 47 条 1c 項）。
- (2) 外国投資家が企業の新規設立手続き（ベトナム側との合弁も含む。）を行う際、投資登録証明書（IRC）および企業登録証明書（ERC）を取得することになります。この IRC は投資プロジェクトの実施登録（例：工場を建設、完工後製造業を実施等）に関する内容であり、その取得企業にはこの報告義務が課せられます。
- (3) ベトナム企業に外国投資家が出資している事例でも、その企業が IRC を取得していれば、この報告の義務が発生します。

### II. 報告義務

- (1) 外国投資企業は、外国投資国家情報システムにおいて、その実施状況をオンラインで報告する義務があります（同法 47 条 2a 項、3 項）。
- (2) さらには IRC の発給機関に対して、投資実施の監視評価報告を提出する義務もあります（政令 19 第 94 条 8a 項）。その評価は自己評価で十分で、第三者機関に依頼する必要はありません。
- (3) 報告については、定期的なものとは不定期なものがあります。

### III. 定期報告

それぞれの報告の期限、内容については以下の通りです。

- (1) 投資プロジェクトの実施状況に関するオンライン報告（政令 96 第 94 条 2、3 項）
  - (a) 四半期報告：翌四半期の月の 10 日まで
  - (b) 年次報告：翌年 3 月 31 日まで
- (2) 投資実施の監視評価報告（政令 96 第 99 条 6d 項）
  - (a) 上半期の報告：その年の 7 月 10 日まで
  - (b) 年次報告：翌年 2 月 10 日まで

※注：実務上、一部の地域では、企業に対して四半期ごとの投資実施の監視評価報告書の提出を求める場合もあります。そのため、本報告書を提出する前に、プロジェクト実施場所を管轄する当局へ事前に確認し、具体的な指導を受けることをお勧めいたします。

(3) 報告内容は以下の通りです（同政令第 94 条 2、3 項、財務省の通達 No. 44/2026/TT-BTC の雛形）。

- (a) 四半期報告：振り込んだ資本額、純利益、輸出入額、労働者数、納税額、土地の使用状況
- (b) 上半期の報告：四半期報告での内容に加えて、利益額、労働者の給与額、技術発展・科学研究のための費用、環境保護・処理などについて
- (c) 年次報告：同上

#### IV. 不定期の報告

- (1) IRC の修正手続きの申請前にも報告義務があります（政令 96 第 99 条 6d 項）。
- (2) 報告内容は、年次報告での内容に加えて、プロジェクト修正内容およびその理由、修正後のプロジェクト効果の再評価などです（財務省の通達 No. 44/2026/TT-BTC の雛形）。

#### V. 注意事項

以下は実務における注意事項です。

- (1) 投資実施状況のオンライン報告を実施しない、期限通りに報告しない。
- (2) 不正な報告をした場合には、3,000 万～5,000VND の罰金となります（政令 No. 122/2021/ND-CP 第 15 条 2 項）。
- (3) 期限通りに投資実施の監視評価報告を提出しない、規定通りの十分な内容を報告しない、あるいは報告書を提出しない場合には、2,000 万～3,000VND の罰金となります（同政令第 15 条 1 項）。
- (4) 企業が IRC の修正申請をする際、上記ⅢおよびⅣの報告を実施していない場合、当局が申請書類を受理しない場合があります。
- (5) これはハノイ市での事例ですが、報告義務を実施していない企業が、IRC の修正を申請した場合、財務局は報告義務に関する違反行為について、企業に対して説明を求める通知を発行し、企業には報告義務の実施、報告を怠ったことの説明書類の提出、罰金の支払いが要求され、その完了後にはじめて修正の申請が受理されます。